別紙(第3の第2項関係)

1　支援の対象とする経費について

一　第3の第1項の支援の範囲は、次に掲げる経費等を対象とするものとする。

イ　賃貸借契約の連帯保証人に債務が生じた場合の経費

ロ　不慮の事故等により生じる経費等で必要と認められる経費

ハ　学内で留学生が支払うべき債務で必要と認められる経費

ニ　その他必要と認められる経費

二　支援の方法及び金額は、委員長が委員会の議を経て決定するものとする。

(本学が連帯保証人となっているものを除く。)

2　保証人の取扱いについて

留学生が本学において必要とされる保証人が見つからない場合は、学生支援課長が保証人となるものとする。

3　適用について

一　第3の第1項第1号の適用は、下宿等賃貸借契約にあっては、留学生が借家人賠償責任保険及び個人賠償責任保険等の保険に加入していることを条件とする。

二　第3の第1項第2号の適用は、自動車及びバイク等を運転する場合にあっては、留学生が任意自動車保険に加入していることを条件とする。

4　求償について

一　前記1の一については、当該留学生に対し求償するものとする。

二　委員長は、前号の求償権については、事情を調査し、やむを得ないと認めるものにあっては、委員会の議を経て、これを放棄することができるものとする。